(様式６)

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

　沖縄県知事　殿

住　　所

法人名

代表者名　　　　　　　　　　　　印

「令和７年度基地環境問題に関する人材育成業務」企画提案公募への参加申請を行うにあたり、下記のことを誓約します。

記

１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に該当しない。

２　本県の指名停止処分等を受けていない。

３　警察当局が、暴力団員が実質的に経営を支配する業者に準ずる者と認め、沖縄県との契約からの排除を要請する者に該当しない。

４　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがされ及びこれらの手続中でない。

５　加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険等)に加入し、保険料の滞納がない。

６　雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っている。

７　労働関係法令を遵守している。

８　県税、消費税及び地方消費税の滞納がない。

**※注１　共同企業体の場合は、すべての構成員について提出が必要です。**

**※注２　誓約書には別添「参加資格要件確認書類」に記載の書類を添付してください。**

（誓約書裏面）

（誓約事項７関係）

|  |
| --- |
| **主な労働関係法令**  　(１) 労働基準法（昭和22年法律第49号）  　(２) 労働契約法（平成19年法律第128号）  　(３) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）  　(４) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律  　　　（昭和47年法律第113号）  　(５) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）  　(６) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律  　　　（平成３年法律第76号）  　(７) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）  　(８) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律  　　　（昭和60年法律第88号）  　(９) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）  　(10) 労働組合法（昭和24年法律第174号）  　(11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）  　(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）  　(13) 健康保険法（大正11年法律第70号）  　(14) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号） |

【別添】

参加資格要件確認書類

参加資格要件の確認のため、以下の書類を添付してください。

**１　県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類**

　○沖縄県が発行する県税に未納がないことの証明書

　　（発行後、３ヶ月以内のもの）

　○税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書

　　（発行後、３ヶ月以内のもの）

**２　労働保険に加入していることが確認できる書類**（加入義務がない場合は除く）

　○申請日提出直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

　　（例）

　　　・労働局からの領収済通知書（領収印があるもの）

　　　・納付書・領収書（領収印があるもの）

　　　・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）

　　　・納入額の告知書と振込・口座振替明細　等

**３　健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類**（加入義務がない場合　は除く）

　○申請日提出直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

　　（例）

　　　・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書

　　　・納付書・領収書（領収印があるもの）

　　　・社会保険料納入証明書

　　　・納入額の告知書と振込・口座振替明細　等

**４　社会保険に加入義務がないことについての申出書**（加入義務がない場合）

　○別添「様式６－２」

(様式６-２)

令和　　年　　月　　日

**社会保険等に加入義務がないことについての申出書**

　沖縄県知事　殿

住　　所

法人名

代表者名

社会保険に加入義務がない理由は、下記のとおりです。

**１　労働保険に加入義務のない理由**

　（該当する理由の□に「レ」を記入するか黒塗りしてください）

　□ 従業員がいないため（個人事業主で、事業主しかいない場合、または法人で取締役 のみの事業所で構成される場合、等）

　□ 出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため

　□ その他（理由を枠内に記入してください）

　※ 従業員を１人以上使用しているすべての事業所に加入義務があります。

　（詳細は、労災保険関係についてはお近くの労働基準監督署、雇用保険関係や被保険者となるのかの

　お問い合わせ等についてはお近くの公共職業安定所まで御確認ください）

**２　健康保険及び厚生年金保険に加入義務のない理由**

　（該当する理由の□に「レ」を記入するか黒塗りしてください）

　□ 常時使用する従業員が５人未満の個人の事業所のため

　□ 出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため

　□ その他（理由を枠内に記入してください）

　※法人の事業所の場合、または個人の事業所で常時５人以上の従業員をしている場合は加入義務が

　　あります。（詳細はお近くの年金事務所まで御確認ください）

**※上記理由を確認する書類の提出をお願いする場合があります。**